

瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要（案）

第1条 趣旨規定として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の適用を受けて、瑞浪市が個人情報を取り扱うことに関し必要な事項を定めることを明記します。

第2条 定義規定として、条例の対象となる実施機関を明確にするとともに、条例中で使用する用語が法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例によることを明記します。

※ 実施機関に市議会は含まれません。

第3条 現行条例に規定している「個人情報取扱事務登録簿」の作成を継続するための規定を設けます。

※ 法の適用後は、1,000件以上の個人情報を取扱う業務のみ「ファイル簿」の作成・公表が義務付けられますが、本市としては、これまでどおりすべての個人情報取扱事務を把握することとします。（改正後の法第75条において、独自の帳簿の作成が許容されています。）

第4条 開示請求の手續において、法に規定された項目のほか規則で定める項目の記載を求めることができるよう規定します。（電話番号など）

第5条 開示決定等の期限を現行条例の規定のとおり15日以内とします。

※ 法で定める期限である30日を短縮することは許容されています。

第6条 前条において法に規定する30日を15日と短縮したことに伴い、開示請求に係る個人情報が著しく大量な場合の期限の特例について、法に規定する60日を45日に短縮します。

第7条 開示請求の手数料について、現在の運用のとおり手数料を無料とし、コピー代及び郵送代は実費を徴収することとします。

※ 手数料の額は、改正後の法第89条において条例に委任されています。

第8条 訂正請求の手續において、法に規定された項目のほか規則で定める項目の記載を求めることができるよう規定します。（電話番号など）

第9条 利用停止請求の手續において、法に規定された項目のほか規則で定める項目の記載を求めることができるよう規定します。(電話番号など)

第10条 審査会への諮問事項について、個人情報保護に関する条例の改廃や、個人情報保護に関する市の施策について審査会の意見を求めることができるよう規定します。

※ 改正後の法第129条において、個人情報保護に関する施策を講ずる場合に、条例で定めるところにより審査会へ諮問することができるかとされています。

附 則

- (1) 施行期日を令和5年4月1日とします。
- (2) 瑞浪市個人情報保護条例(平成12年条例第45号、以下「旧条例」といいます。)を廃止します。
- (3) 旧条例の廃止に伴う経過措置を規定します。
 - ・旧条例に規定している実施機関の職員、受託者及び指定管理者の義務(個人情報を漏らし、不当な目的に利用してはならない義務)は、旧条例の廃止後においても従前のおりとしします。
 - ・旧条例の廃止前に請求がされた開示請求、訂正請求、利用停止請求の取扱いについては、旧条例の廃止後も従前のおりとしします。
 - ・旧条例に規定する罰則について、従前のおりとしします。
- (4) 旧条例の廃止に伴う他の条例の改廃を規定します。

○法が委任又許容している事項のうち、条例に規定しない事項

1 条例要配慮個人情報

改正後の法第60条の規定に基づき、法が規定する要配慮個人情報の他に、地域の特性その他の事情に応じて定めることができますが、現行条例の規定が、法に規定する要配慮個人情報と同じ内容であることから、新たに規定する必要はないと考えています。

2 行政機関匿名加工情報制度に関する規定

令和5年4月時点では、都道府県及び政令市にのみ義務化される制度であることから、導入時期については、今後において検討することとします。